

[事案 30-167] 保険料返還等請求

・平成 31 年 3 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

自身が手続きした記憶がないこと等を理由に、積立配当金の引出しがなかったことおよび前納保険料の返金がなかったことの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 51 年 1 月に契約した長寿保険（契約①）および平成 2 年 12 月に契約した終身保険（契約②）について、以下等の理由により、積立配当金の引出しがなかったことおよび前納保険料の返金がなかったことを確認したい。

- (1)平成 12 年 11 月に ATM でカードを使用した記憶はない。
- (2)契約②の保険料前納中止手続きには心当たりがなく、前納保険料の返金も受け取っていない。また、昭和 35 年から日記をつけているが、平成 12 年に自身の預金残高が増加していない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1)配当金については、申立人が保管しているカードを使用し、申立人自身が設定した暗証番号にて手続きされていることにより、申立人以外が手続きをしていることは考えにくい。
- (2)契約②について、前納中止手続後に年払保険料を年払口座振替へ変更され、その後、払済保険に変更されるまで未入金等なく継続保険料が払われているので、申立人は、前納の取扱いが中止され、別途の方法で保険料を払い込んでいたことを認識している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至る事情を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、積立配当金を引き出したのは申立人である可能性が高いと認められ、保険料前納についても申立人により中止の申込みが行われたと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。